

北見市消費生活条例新旧対照表

現 行	改 正
<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条 - 第6条)</p> <p>第2章 消費生活の擁護に関する施策</p> <p>第1節 生活用品等による危害等の防止(第7条 - 第11条)</p> <p>第2節 表示及び包装の適正化(第12条 - 第14条)</p> <p>第3節 取引行為の適正化(第15条 - 第19条)</p> <p>第4節 生活用品等の確保及び物価の安定(第20条 - 第23条)</p> <p>第5節 調査、公表等(第24条 - 第26条)</p> <p>第3章 消費者被害の救済(第27条 - 第29条)</p> <p>第4章 消費者の自立化の推進(第30条 - 第32条)</p> <p>第5章 消費生活審議会(第33条・第34条)</p> <p>第6章 雑則(第35条・第36条)</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は_____</p> <p>_____、消費者の利益の擁護及び増進に関し_____</p> <p>_____、市及び事業者の責務並びに消費者の果たすべき役割を明らかにするとともに、市が実施する施策について必要な事項を定めることにより、その施策の総合的な推進を図り、市民の消費生活の安定及び向上を図ることを目的とする。</p> <p>第3章 消費者被害の救済</p> <p>(新設)</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条 - 第6条)</p> <p>第2章 消費生活の擁護に関する施策</p> <p>第1節 生活用品等による危害等の防止(第7条 - 第11条)</p> <p>第2節 表示及び包装の適正化(第12条 - 第14条)</p> <p>第3節 取引行為の適正化(第15条 - 第19条)</p> <p>第4節 生活用品等の確保及び物価の安定(第20条 - 第23条)</p> <p>第5節 調査、公表等(第24条 - 第26条)</p> <p>第3章 消費者被害の救済(第27条 - 第29条)</p> <p>第4章 消費者の自立化の推進(第30条 - 第32条)</p> <p>第5章 消費生活審議会(第33条・第34条)</p> <p>第6章 雑則(第35条・第36条)</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差にかんがみ</u>、消費者の利益の擁護及び増進に関し、<u>消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念を定め</u>、市及び事業者の責務並びに消費者の果たすべき役割を明らかにするとともに、市が実施する施策について必要な事項を定めることにより、その施策の総合的な推進を図り、市民の消費生活の安定及び向上を図ることを目的とする。</p> <p>第3章 消費者被害の救済</p> <p>(北見市消費生活センター)</p> <p>第28条の2 市長は、<u>消費者の利益の擁護及び増進を図り、市民の消費生活の安定及び向上に寄与するため</u>、北見市消費生活センターを置く。</p> <p>2 北見市消費生活センターは、前項に規</p>

<p style="text-align: center;">第 4 章 消費者の自立化の推進 (教育及び啓発活動の推進)</p> <p>第 32 条 市長は、消費者が社会経済の変化に即応した健全かつ合理的な消費生活を営むため必要な知識等を生涯を通じて学習できるよう、学校その他における学習の機会及び場の提供等消費者教育の充実が図られるよう要請することに努めるとともに、消費生活に関する知識の普及、情報の提供等の啓発活動を積極的に推進しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 消費生活審議会 (組織等)</p> <p>第 34 条 (略)</p> <p>2 委員は、学識経験のある者、消費者、事業者_____その他市長が適当と認めた者のうちから、市長が委嘱する。</p> <p>3～8 (略)</p>	<p style="text-align: center;">定する目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) <u>消費生活に関する苦情及び相談に応じること。</u></p> <p>(2) <u>消費生活に関する啓発及び教育を行うこと。</u></p> <p>(3) <u>商品のテスト及び実験・実習を行うこと。</u></p> <p>(4) <u>その他消費生活の安定及び向上を図るために必要な事業</u></p> <p>3 <u>北見市消費生活センターの組織及び運営に必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p style="text-align: center;">第 4 章 消費者の自立化の推進 (教育及び啓発活動の推進)</p> <p>第 32 条 市長は、消費者が社会経済の変化に即応した健全かつ合理的な消費生活を営むため必要な知識等を生涯を通じて学習できるよう、学校その他における学習の機会及び場の提供等消費者教育の充実が図られるよう_____努めるとともに、消費生活に関する知識の普及、情報の提供等の啓発活動を積極的に推進しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 消費生活審議会 (組織等)</p> <p>第 34 条 (略)</p> <p>2 委員は、学識経験のある者、消費者、事業者、<u>公募による者及びその他市長</u>が適当と認めた者のうちから、市長が委嘱する。</p> <p>3～8 (略)</p>
---	---